

## 『R7年度税制改正大綱（9） 企業版ふるさと納税の延長他』

人口減少や地域産業の衰退等に直面する地方経済に対し、資金の流れの創出・拡大や人材還流の促進を図る地方創生応援税制の適用期限が3年延長される。加えて、寄附活用事業にかかる執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化など、国への手続きに関して以下の見直しが行われる。○まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、同事業が適切に実施されていることを確認した書面を内閣総理大臣に提出する。○寄附者が特定の法人関係者のみである場合等、契約内容に応じて、認定地方公共団体から内閣総理大臣への報告が必要となり、その法人名が公表される場合がある。



また、国の防衛力を強化する財源を確保するため、防衛特別法人税（仮）が創設される。各事業年度の基準法人税額から基礎控除額年500万円を控除した額に対して、4%の課税となる。2026年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。さらにもう1つの財源として、たばこ税が引き上げられる。2027年から段階的に引き上げ、2029年には1,000本あたり8,302円とする予定。また、加熱式たばこから紙巻きたばこへの換算本数を改め、2026年4月1日から2段階に分けてその差をなくすこととなった。

## 『業種別支援で着眼点の拡充普及 地域金融機関職員向け—金融庁』

金融庁は、地域金融機関等の現場職員の事業者支援能力向上を後押しするため「業種別支援の着眼点の拡充や普及促進に向けた委託事業」（委託先メディアラグ株式会社）「業種別の経営改善支援の効率化に向けた委託調査」（同 公益財団法人日本生産性本部）など3事業・調査を実施したと発表した。同庁のHPには、業種別の詳しい状況を掲載、地域金融機関等の職員が、担当先である中小企業・小規模事業者への支援に役立ててもらおうのが狙い。

「業種別着眼点」では、支援のノウハウ・知見を整理した。令和4年度に建設、飲食、小売、卸売、運送の5業種、5年度は製造、サービス、医療の3業種、6年度は新たに介護、宿泊の2業種を追加した。中小飲食業の「着眼点」を例にとると、原価率について同業種の業界平均に着目して確認することや原価の構成にも着目する必要がある。売上高は客数×客単価に起因。実態把握をヒアリングする必要があるため、まずは原価率を決算資料等で確認する。また、提供するメニューがどのような材料で構成されているかも、原価を構成する重要な要素。例えば焼肉なら、ほぼ肉で構成されるが、かつ丼であれば構成要素の種類が増えると指摘。どの材料が原価に大きく影響しているかもヒアリングできるとよい。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)